

2010年2月15日

経済同友会 政治・行政改革委員会意見書
『政党による政策本位の政治』の実現に向けて
マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方
= 概要 =

本意見書の背景

- 政権交代を機に、マニフェストによる政治の課題、問題点が明らかになってきたこと。
- 政治資金 / 献金問題については、民主党マニフェストの「企業・団体献金の3年後の廃止」に対して、7月の経済同友会・夏季セミナーの意見を踏まえ、9月に経済同友会所属企業・全会員に「政治資金に関するアンケート調査」を実施したこと。

本意見書の概要

・ マニフェスト時代の次なる政治改革に向けて

マニフェストのPDCAサイクルの確立を：幅広く国民の意見を求め、より良い政策決定を

- マニフェストに基づく「政党による政策本位の政治」の実現のためには、マニフェストに国家ビジョンとそれに基づく具体的政策が示されること、マニフェストのPDCAサイクルが確立されることが重要である。
- PDCAサイクル確立のポイント；
 - 時間をかけてオープンに党内の議論を重ねたうえで民主的手続きを経てマニフェストを策定するプロセス
 - 予算化・法案化の際に、政府案を開示して国民に意見を求め必要な場合は修正を行った上で最終的な政策を決定するという手続き
 - 政権与党による自己評価に加えた民間シンクタンクによる第三者評価の充実
 - 政策目標の明確化

政治インフラの整備を：人材育成、政策立案機能強化を

- マニフェスト政治の質の向上のためには、政治家人材の獲得と育成（政党内の人材獲得・教育システム整備と民間の教育機関整備）ならびに政策立案を支援する非営利・独立系シンクタンクをはじめとする政治インフラの整備が必要である。

有権者の政治参加を促す環境整備を：インターネット選挙運動解禁を

- 有権者のさらなる政治参加のためには、情報・通信時代に相応しい環境整備が必要である（インターネット選挙運動の解禁、携帯電話活用等どこからでも投票できるシステムなど）。

・今後の政治資金のあり方

個人献金拡充のための取り組みを

- 経済同友会の立場は、個人献金が政治資金の中心になること。よって、促進のための制度面での改革が必要である（年末調整での所得税還付制度、手続き簡素化、クレジットカードまたはそのポイントによる献金を可能とする制度、少額から寄付できる電子マネーの仕組みなど）。

企業・団体献金は原則禁止、政治インフラ支援の新しい枠組みを

企業・団体献金の原則禁止

企業・団体献金は原則として禁止すべきである。当然のことながらパーティー券購入も禁止されるべきである。同時に、選挙活動の支援として、企業・団体から人材の派遣を行うことは、事実上企業・団体献金とみなすことができるため、禁止すべきである。企業・団体による寄付は政党シンクタンクへ限定

各政党が政党から独立した別法人として設立する政党シンクタンクに対してのみ、企業・団体が寄付をできる仕組みを構築する。政党シンクタンクは、政治インフラとしての「政策研究・立案・調査」および「人材育成」のみの業務を担うこととし、政党シンクタンクから政党への資金の移動を禁止する。また、各政党シンクタンクへの寄付の上限は、衆参両院の議席数と直近の衆参両院の選挙における得票数に基づき規制することも検討に値する。

政策立案支援機構の設立

政治インフラ整備に貢献するもう一つの方法として、企業や各種団体が資金を拠出して政策立案支援機構を設立する仕組みが考えられる。各政党が民間シンクタンクに政策評価や政策立案を委託したり、外部機関に人材育成を委ねる際には、機構が委託研究費や委託教育研修費を直接支払うことになる。機構が支払う費用は、政党シンクタンクへの寄付と同様に上限を定めることで、公平性を担保することも可能である。

政党の政策立案能力向上に資する政党助成金を

- 現在の政党助成金は、政策立案補助費として一元管理することとし、その他の政治資金とは区分して処理することを義務付けるべき。さらに、健全な二大政党制を確立するためには、野党の政策立案能力の強化や情報格差の是正が重要な課題であり、一定条件を満たす野党会派に対する補助（日本版ショートマネー）の導入を早急に検討すべきである。

政治資金の透明性を担保する仕組みが必要：日本版FEC新設と政党ガバナンスの確立を

- 政治の信頼性を高めるためにも、政治資金はその用途については完全に公開し、透明性が確保されるべきである。
- そのためには、政治資金の収支報告と情報公開をはじめとする管理・監督機関として「日本版FEC (Federal Election Commission)」を新設すべきである。
- 加えて、更なる規制として以下3点を提案；
政治資金を管理するための統一フォーマットを作成し、政党・政治家にはこれに沿った管理とインターネットでの公開を義務付けること。
政治資金の実態を不透明にしている政党支部設置数に対しても何らかの規制を設けること。
政党は公的存在として認めただうえで、ディスクロージャー、内部統制のルールなどを加えたガバナンスを規定する何らかの包括的なシステムをつくること。

以上